

# 犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方に関する研究会

## 第9回会議（平成22年10月15日開催）議事要旨

### 1 議事概要

#### 【事務局説明】

事務局から、出張結果に基づいてスウェーデン王国における死因究明制度の概要について報告がなされた。

（詳細は別添資料参照）

#### 【討議】

引き続き、今後に向けた検討課題として

- ・ 解剖体制の整備
- ・ 薬毒物検査

について討議が行われた。

委員からは、

- ・ スウェーデンでは、死因が究明されない限り、犯罪性の有無の判断はできないとの考え方で、警察が結果的に犯罪死でない死亡の死因究明まで管轄していることに違和感がない。日本もこの制度を参考にすべきである。
- ・ 予算、人材確保とも高いハードルがある中で、早急に体制の整備を図っていくためには、各大学の法医学教室を活用すべきである。
- ・ 犯罪性の疑いがないような場合での解剖施設が非常に少ない現状にあることから、解剖するシステム作りが必要である。
- ・ 日本法医学会の出している死因究明医療センター構想も参考にすべきである。
- ・ 全国一律の制度にするためには、法制化し国の直営で行うべ

きである。

- ・ 死因究明制度の所管官庁を明確にすべきである。
- ・ 司法解剖、行政解剖の区別をなくし、法医解剖に統一することも検討する必要がある。
- ・ 司法、行政解剖の一本化は決して容易ではない。目的をまず明確にする必要がある。
- ・ 解剖をしない場合でも血液等の試料を採取し、鑑定又は適切な保管をすることが必要である。鑑定を行う場合でも、再鑑定に備え、初めから試料を二つに分けて保存することも必要である。
- ・ 薬毒物検査のための標準品確保について、規制の緩和を含めて検討すべきである。
- ・ 薬毒物による殺人は、解剖はもちろんCTでも見抜けない。薬毒物検査はできれば全例にすべきである。
- ・ 日本では、法医解剖医以上に法中毒学の専門家が少なく、後継者育成にも困難を来しているのが現状である。薬毒物検査職員等の整備のためには、死因究明医療センター構想のような拠点化が必要である。

等の意見が述べられた。

## 2 その他

次回会議は、平成22年11月19日（金）開催

（添付資料）

- ・ スウェーデン王国における死因究明制度の概要について